

令和6年度報酬改定の概要について

令和6年度報酬改定の概要について

- ① 【横断的改定事項】

- ② 【障害児通所支援事業 改定事項】

令和6年度報酬改定の概要について

【各サービス横断的改定事項】

○障害福祉現場の業務効率化

○人員基準における両立支援への配慮等

「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立のガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。

「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立のガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。

○障害福祉現場の業務効率化

○管理者の兼務について

同一敷地内等に限らず、同一の事業者によって設置される他の事業所等の管理者又は従業者と兼務できることとする。

○管理者のテレワークについて

管理上支障が生じない範囲内において、管理者がテレワークにより管理業務を行うことが可能となる。

○障害福祉現場の業務効率化

○指定申請書類等の各種様式等の簡素化・標準化について

事業所が提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書について
令和5年度中にサービス類型ごとに、標準様式及び標準添付書類を提示する。

○基準等に係る見直しの内容（業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化）

○業務継続計画未実施減算【新設】

次の基準に適合していない場合に、所定単位数の1%を減算する。

○感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。

○当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。

○基準等に係る見直しの内容（障害者虐待の防止・権利擁護）

○虐待防止措置未実施減算【新設】

次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

- 虐待防止委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底すること。
- 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- 上記措置を実施するための担当者を置くこと。

○基準等に係る見直しの内容（障害者虐待の防止・権利擁護）

○身体拘束廃止未実施減算【見直し】

次のいずれかに該当する事実が生じた場合に、所定単位数の1%を減算する。

○身体拘束等に係る記録が行われていない場合。

○身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的には開催していない場合。

○身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合。

○身体拘束等の適正化のための研修を定期的には実施していない場合。

○基準等に係る見直しの内容（横断的事項抜粋・続き）

○情報公表未報告減算【新設】

障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数の5%を減算する。

○都道府県等による確認【新設】

○基準等に係る見直しの内容（処遇改善）

○福祉・介護職員等の処遇改善

【現行】

福祉・介護職員等処遇改善加算

福祉・介護職員特定処遇改善加算

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

【見直し後】

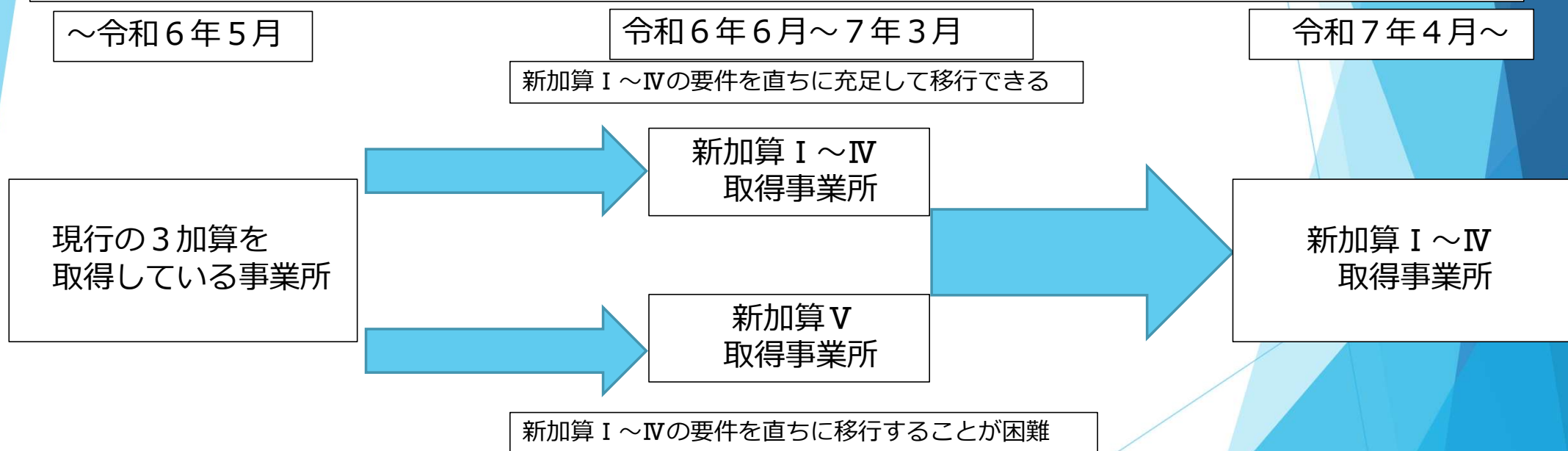
→現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた四段階の

「福祉・介護職員等処遇改善加算」へ一本化される。

※令和6年度に限り経過措置あり。

現行制度から一本化後の福祉・介護職員等処遇改善加算への移行について

- 一本化後の新加算Ⅰ～Ⅳに直ちに移行できない事業所のため、激変緩和措置として、新加算Ⅴ（1～14）を令和6年度に限り設置。
- 新加算Ⅴは、令和6年5月末日時点で、処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算のうちいずれかを算定している事業所が取得可能。（新加算Ⅰ～Ⅳのいずれかを取得している場合は除く）
- 新加算Ⅴは、現行三加算の取得状況に基づく加算率を維持したうえで、今般の改定による加算率の引き上げを受けることができるようにする経過措置。



旧3加算の算定状況に応じた新加算Ⅰ～Ⅴの算定要件（早見表・参考）

| 旧加算の算定状況 | | | | | 新加算 | | 新加算Ⅰ～Ⅳに移行する場合の要件一覧 | | | | | | | | | | | |
|----------|----|--------|----------|-----------|--------|--|--------------------|------------------|-------------------------|--------------|--------|------------|----------|------------|-------------------|--------------------|---------------|---|
| 処遇 | 特定 | ベースアップ | 加算率合計(%) | 経過措置加算(V) | 加算率(%) | 想定加算区分 (加算率が下がらない区分であり、移行先の候補になりうるもの) | 加算率(%) | 月額賃金改善要件 | | キャリアパス要件 | | | | | 職場環境等要件 | | | |
| | | | | | | | | Ⅰ | Ⅱ | Ⅰ | Ⅱ | Ⅲ | Ⅳ | Ⅴ | 区分毎に1以上・全体で7以上の取組 | 区分毎に2以上・全体で13以上の取組 | HP掲載等を通じた見える化 | |
| | | | | | | | | 新加算の1/2以上の月額賃金改善 | 旧ペア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善 | 任用要件賃金体系の整備等 | 研修の実施等 | 昇給の仕組みの整備等 | 改善後の賃金要件 | 資格所有職員等の配置 | | | | |
| 1 | Ⅰ | Ⅰ | あり | 11.7 | - | - | 新加算Ⅰ | 13.4 | ◎ | - | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | ◎ | ◎ |
| 2 | | | なし | 9.7 | V(1) | 11.4 | 新加算Ⅰ | 13.4 | ◎ | □ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | ◎ | ◎ |
| 3 | | Ⅱ | あり | 11.4 | - | - | 新加算Ⅱ | 13.1 | ◎ | - | ○ | ○ | ○ | ○ | - | - | ◎ | ◎ |
| 4 | | | なし | 9.4 | V(3) | 11.1 | 新加算Ⅱ | 13.1 | ◎ | □ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | - | ◎ | ◎ |
| 5 | | なし | あり | 10.4 | - | - | 新加算Ⅲ | 12.1 | ◎ | - | ○ | ○ | ○ | - | - | ◎ | - | - |
| 6 | | | なし | 8.4 | V(8) | 10.1 | 新加算Ⅲ | 12.1 | ◎ | □ | ○ | ○ | ○ | - | - | ◎ | - | - |
| 7 | Ⅱ | Ⅰ | あり | 9.4 | V(2) | 11.1 | 新加算Ⅰ | 13.4 | ◎ | - | ○ | ○ | △ | ○ | ○ | - | ◎ | ◎ |
| 8 | | | なし | 7.4 | V(5) | 9.1 | 新加算Ⅰ | 13.4 | ◎ | □ | ○ | ○ | △ | ○ | ○ | - | ◎ | ◎ |
| 9 | | Ⅱ | あり | 9.1 | V(4) | 10.8 | 新加算Ⅱ | 13.1 | ◎ | - | ○ | ○ | △ | ○ | - | - | ◎ | ◎ |
| 10 | | | なし | 7.1 | V(6) | 8.8 | 新加算Ⅱ | 13.1 | ◎ | □ | ○ | ○ | △ | ○ | - | - | ◎ | ◎ |
| 11 | | なし | あり | 8.1 | - | - | 新加算Ⅳ | 9.8 | ◎ | - | ○ | ○ | - | - | - | ◎ | - | - |
| 12 | | | なし | 6.1 | V(11) | 7.8 | 新加算Ⅳ | 9.8 | ◎ | □ | ○ | ○ | - | - | - | ◎ | - | - |
| 13 | Ⅲ | Ⅰ | あり | 6.7 | V(7) | 8.4 | 新加算Ⅰ | 13.4 | ◎ | - | △ | △ | △ | ○ | ○ | - | ◎ | ◎ |
| 14 | | | なし | 4.7 | V(10) | 6.4 | 新加算Ⅰ | 13.4 | ◎ | □ | △ | △ | △ | ○ | ○ | - | ◎ | ◎ |
| 15 | | Ⅱ | あり | 6.7 | V(9) | 8.1 | 新加算Ⅱ | 13.1 | ◎ | - | △ | △ | △ | ○ | - | - | ◎ | ◎ |
| 16 | | | なし | 4.4 | V(12) | 6.1 | 新加算Ⅱ | 13.1 | ◎ | □ | △ | △ | △ | ○ | - | - | ◎ | ◎ |
| 17 | | なし | あり | 5.4 | V(13) | 7.1 | 新加算Ⅳ | 9.8 | ◎ | - | △ | △ | - | - | - | ◎ | - | - |
| 18 | | | なし | 3.4 | V(14) | 6.1 | 新加算Ⅳ | 9.8 | ◎ | □ | △ | △ | - | - | - | ◎ | - | - |

※ ◎・□・△は事業所が新加算算定にあたり、新規に満たす必要がある要件です。

※ ◎は令和7年度から適用。△は『令和6年度内の対応の制約』により令和6年度当初から満たしたことから差支えない要件。□は初めて新加算Ⅰ～Ⅴのいずれかを算定する事業年度に適用になる要件。

※ 加算率は放課後等デイサービス事業の例です。実際に算定する場合には各事業所様で改めて通知等を確認してください。

※ 介護サービスにおける介護職員等処遇改善加算における考え方を基に作成しています。福祉・介護職員等処遇改善加算においては取扱いが変更になる可能性があります。

令和6年度報酬改定の概要について

【障害児通所支援】

要点

- ① 児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実
- ② 質の高い発達支援の提供の推進
- ③ 支援ニーズの高い児への支援の充実
- ④ 家族支援の充実
- ⑤ インクルージョンの推進
- ⑥ 障害児入所施設における支援の充実

○質の高い発達支援の提供の推進

適切なアセスメントとこどもの特性を踏まえた

総合的な支援・専門的な支援や

関係機関との連携強化等を進め、

個々の特性や状況に応じた

質の高い発達支援の提供を推進する。

○質の高い発達支援の提供の推進

①総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等

○事業所の支援プログラムの作成・公表【運営基準】

運営基準において、5領域（※）を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について、事業所の個別支援計画等において領域とのつながりを明確化した上で提供することを求める。

5領域：○健康・生活
○運動・感覚
○認知・行動
○言語・コミュニケーション
○人間関係・社会性

○質の高い発達支援の提供の推進

①総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等

○支援プログラム未公表減算【新設】

総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、
5領域との繋がりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラムの
策定・公表を求めるとともに、未実施の場合の報酬の減算を設ける。
→所定単位数の15%を減算する。（令和7年4月1日から適用）

5領域：○健康・生活
○運動・感覚
○認知・行動
○言語・コミュニケーション
○人間関係・社会性

○質の高い発達支援の提供の推進

①総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等

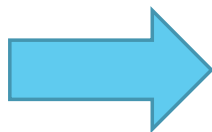
●児童指導員等加配加算【見直し】

専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、
経験ある人材の活用・評価を推進する観点から、

配置形態（常勤・非常勤等）や経験年数に応じた評価を行う。

【現行】

- 理学療法士等を配置
- 児童指導員等を配置
- その他の従業員を配置



【改正後】

- 児童指導員等を配置
 - 常勤専従・経験5年以上
 - 常勤専従・経験5年未満
 - 常勤換算・経験5年以上
 - 常勤換算・経験5年未満
- その他の従業員を配置

○質の高い発達支援の提供の推進

①総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等

●専門的支援加算及び特別支援加算【見直し】

専門人材の活用とニーズを踏まえた

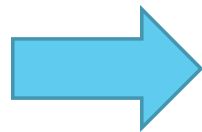
計画的な専門的支援の実施を進める観点から、

両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、

専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施を段階で評価する。

【現行】

- 専門的支援加算
理学療法士等を配置
児童指導員を配置
- 特別支援加算



【改正後】 **【新設】**

- 専門的支援体制加算
- 専門的支援実施加算

※体制加算.....理学療法士等を配置

実施加算.....専門人員が個別・集中的な専門的支援を
計画的に実施

○質の高い発達支援の提供の推進

①総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等

支援に対するきめ細かい評価を行う観点から

極めて短時間（30分未満）の支援は算定対象から原則除外するとともに

個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が

可能となるよう支援時間による区分を設ける。

【支援時間区分】

- ①30分以上～1.5時間以下
- ②1.5時間超～3時間以下
- ③3時間超～5時間以下

※放デイは3時間超～5時間以下の区分は学校休業日のみ算定可能

※支援時間区分を超えた長時間の支援については、延長支援加算での算定となる。

※欠席時対応加算(Ⅱ)は廃止されます。

○質の高い発達支援の提供の推進

①総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等

自己評価・保護者評価の充実【見直し】

自己評価・保護者評価について、運用の標準化と徹底を図る観点から運営基準等において、実施方法を明確化する。

○ 指定児童発達支援事業者は、（略）**指定児童発達支援事業所の従業員による評価を受けた上で、**自ら評価（自己評価）を行うとともに、当該事業所を利用する障害児の保護者による評価（保護者評価）を受けて、その改善を図らなければならない。

○ 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を、**保護者に示すとともに、**インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

○質の高い発達支援の提供の推進

②関係機関との連携の強化

●関係機関連携加算【見直し】

対象となる関係機関に医療機関や児童相談所等を含めるとともに

個別支援計画作成時以外に情報連携を行った場合の評価を行う。

【現行】

関係機関連携加算(Ⅰ) 200/回(月1回まで)
関係機関連携加算(Ⅱ) 200/回(1回まで)

※【現行(Ⅰ)】

保育所等との個別支援計画に関する
会議を開催し、連携して個別支援計画を
作成等した場合

※【現行(Ⅱ)】

就学先の小学校や就職先の企業等との
連絡調整を行った場合

【改正後】

関係機関連携加算(Ⅰ) 250/回(月1回まで)
関係機関連携加算(Ⅱ) 200/回(月1回まで)
関係機関連携加算(Ⅲ) 150/回(月1回まで)
関係機関連携加算(Ⅳ) 200/回(1回まで)

※【改正後(Ⅱ)】

保育所や学校等との会議等により情報連携を行った場合

※【改正後(Ⅲ)】

児童相談所、医療機関等との会議等により情報連携を
行った場合

※【改正後(Ⅰ)】 → 【現行(Ⅰ)】と同様

【改正後(Ⅳ)】 → 【現行(Ⅱ)】と同様

○質の高い発達支援の提供の推進

②関係機関との連携の強化

●事業所間連携加算【新設】

セルフプランで複数事業所を併用する児について、事業所間で連携し、児童の状態や支援状況の共有等、情報連携を行った場合に評価を行う。

| | | |
|-------------|---------|---------|
| 事業所間連携加算(Ⅰ) | 500単位/回 | (月1回まで) |
| 事業所間連携加算(Ⅱ) | 150単位/回 | (月1回まで) |

※【(Ⅰ)】

コーディネートの中核となる事業所として、会議を開催する等により事業所間の情報連携を行うとともに、家族への助言援助や自治体との情報連携等を行った場合

※【(Ⅱ)】

(Ⅰ)の会議に参画する等、事業所間の情報連携を行い、その情報を事業所内で共有するとともに、必要に応じて個別支援計画の見直しを行うなどにより支援に反映させた場合

○質の高い発達支援の提供の推進

③将来の自立等に向けた支援の充実

●通所自立支援加算【新設】 60単位/回(算定開始から3月まで)

こどもの自立に向けた支援を促進する観点から、こどもの状態等も踏まえながら、通所や帰宅の機会を利用して自立に向けた支援を計画的に行った場合の評価を行う。

●自立サポート加算【新設】 100単位/回(月2回まで)

こどもの自立を見据えた支援を促進する観点から、高校生について、学校や地域との連携の下、学校卒業後の生活を見据えた支援を行った場合の評価を行う。

○質の高い発達支援の提供の推進

④その他

運営基準において、事業所に対し、障害児等の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、個別支援計画の作成、個別支援会議の実施、支援の提供を進めることを求める。

○個別支援計画の共有

運営基準において、個別支援計画については指定特定（障害児）相談支援事業所にも交付しなければならないこととする。

○支援ニーズの高い児への支援の充実

医療的ケア児や重症心身障害児、強度行動障害を有する児をはじめ、より専門的な支援が必要な障害児への支援の充実を図り、障害特性に関わらず地域で安心して暮らし育つつことができる環境整備を進める。

○支援ニーズの高い児への支援の充実

①医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実

●医療連携体制加算（Ⅶ）【見直し】

医療的ケア児への支援の促進を図る観点から、認定特定行為業務従事者による支援を評価する医療連携体制加算（Ⅶ）について、評価の見直しを行うとともに、

主として重症心身障害児に対して支援を行った場合においても算定を可能とする。

●主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬

重症心身障害児への支援を促進する観点から、主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬について、定員による区分設定を1人単位刻みから3人単位刻みとする見直しを行う。

※なお、主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬については、時間区分創設の見直しは行われない。

○支援ニーズの高い児への支援の充実

①医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実

●入浴支援加算【新設】 55単位/回(月8回まで)

こどもの発達や日常生活、家族を支える観点から、医療的ケア児又は重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合に評価を行う。

●送迎加算【見直し】

医療的ケア児や重症心身障害児の送迎について、こどもの医療濃度等も踏まえた評価を行う。

※医療的ケアスコアによる区分の導入。

※主として重症心身障害児を支援する事業所以外の事業所の場合、医療的ケア区分による基本報酬以外の事業所でも算定可。

※主として重症心身障害児を支援する事業所の事業所の場合、重症心身障害児については、職員の付き添いが必要。医療的ケア児については、医療的ケアが可能な職員 の付き添いが必要。

○支援ニーズの高い児への支援の充実

②強度行動障害を有する児への支援の充実

●強度行動障害児支援加算【見直し】

支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実する。

放課後等デイサービスにおいては、専門人材の支援の下、行動障害の状態がより強い児に対して支援を行った場合の評価を見直す。

【現行】

強度行動障害児支援加算 155単位/日

強度行動障害支援者養成件数(基礎研修)を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児(児基準20点以上)に対して支援を行った場合。

【見直し】

強度行動障害児支援加算(Ⅰ) (児基準20点以上) 200単位/日

強度行動障害児支援加算(Ⅱ) (児基準30点以上) 250単位/日 ※(Ⅱ)については放デイのみ

強度行動障害支援者養成件数(実践研修)を終了した職員を配置し、強度行動障害を有する児に対して支援計画を策定し支援を行った場合。

(Ⅱ)については、強度行動障害支援者養成研修(中核的人材養成研修)修了者の配置と支援が必要。

○支援ニーズの高い児への支援の充実

③ケアニーズの高い児への支援の充実

●個別サポート加算(Ⅰ) 【見直し】

児童発達支援の個別サポート加算(Ⅰ)は、基本報酬に包括化して評価することとしたうえで、著しく重度の障害児が利用した場合を評価する。

放課後等デイサービスの個別サポート加算(Ⅰ)は、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実し、著しく重度の障害児が利用した場合の評価を見直す。

●個別サポート加算(Ⅱ) 【見直し】

要支援・要保護児童への支援の充実を図る観点から、児童相談所に加え、こども家庭センターやサポートプランに基づく支援との連携を推進しつつ、評価の見直しを行う。

●個別サポート加算(Ⅲ) 【新設】(放デイのみ)

継続的に学校に通学できない児童(不登校児童)への支援の充実を図る観点から、通常の支援に加えて、学校との連携を図りながら支援を行った場合の評価を行う。

○支援ニーズの高い児への支援の充実

③ケアニーズの高い児への支援の充実

●人工内耳装用児支援加算【見直し】

難聴児支援の充実を図る観点から、人工内耳を装用している児に支援を行った場合の評価を見直す。

●視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】 100単位/日

視覚障害児や重度の聴覚障害児への支援を促進する観点から、意思疎通に関して専門性を有する人材を配置して支援を行った場合の評価を行う。

○家族支援の充実

**養育支援や預かりニーズへの対応など、
保護者・きょうだいへの家族支援を推進し、
家族全体のウェルビーイングの向上を図る。**

○家族支援の充実

①家族への相談援助等の充実

●家族支援加算【新設】

従来の家庭連携加算および事業所内相談支援加算が統合される。

オンラインによる相談援助を含めた、個別とグループでの支援をそれぞれ評価。
また、利用者のきょうだいも相談援助等の対象であることを明確化する。

【現行】

家庭連携加算

入所児童の家族に対して個別に相談援助等を行った場合（月4回を限度）

事業所内相談支援加算

入所児童の家族に対して事業所等で相談援助等を行った場合（月1回を限度）

【見直し後】【新設】

家族支援加算

入所児童の家族（きょうだいを含む）に対して相談援助等を行った場合（月4回を限度）

居宅への訪問、事業所等での対面、オンラインでの支援が対象

※相談援助等を提供する場所及び対象人数により単位数が異なる。

○家族支援の充実

①家族への相談援助等の充実

●子育てサポート加算【新設】 80単位/回(月4回まで)

家族の障害特性への理解と養育力の向上につなげる観点から、家族が支援場面等を通じて、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等を学ぶことができる機会を提供した場合の評価を行う。

②預かりニーズへの対応

●延長支援加算【見直し】

基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分が設定されることにあわせて、延長支援加算を見直し、一定の時間区分を超えた時間帯の支援について預かりニーズに対応した延長支援として評価を行う。

※職員配置については、安全確保の観点から、2人以上の配置を求めるとともに、児発管の対応を認めるなどの運用の見直しを行う。

○インクルージョンの充実

保育所等への支援を行いながら併行通園や保育所等への移行を推進するなど、インクルージョンの取組を推進し、障害の有無に関わらず全てのこどもが共に育つ環境整備を進める。

○インクルージョンの充実

①児発・放デイにおけるインクルージョンに向けた取組の推進

○運営基準において、事業所に対し、併行通園や保育所等への移行等、インクルージョン推進の取組を求めるとともに、事業所の個別支援計画において具体的な取組等について記載しその実施を求める。

●保育・教育等移行支援加算【見直し】

保育所等への移行に向けた取組を推進する観点から、保育所等への移行前の移行に向けた取組等についても評価を行う。

【現行】

| | |
|---------------------------|---------------|
| 事業所退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合 | 500単位/回(1回まで) |
|---------------------------|---------------|

【見直し】

| | |
|-----------------------------|---------------|
| 事業所退所前に移行に向けた取組を行った場合 | 500単位/回(2回まで) |
| 事業所退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合 | 500単位/回(1回まで) |
| 事業所退所後に保育所等を訪問して助言・援助を行った場合 | 500単位/回(1回まで) |

○インクルージョンの充実

②保育所等訪問支援の充実

- 運営基準において、インクルージョン推進の取組や、個別支援計画について保育所や学校等の訪問先と連携しての作成等を求める旨定める。
- 訪問支援時間に下限を設定し、30分以上とする。

●自己評価結果等未公表減算【新設】

●関係機関連携加算【新設】

訪問先施設に加えて、利用児童の支援に関わる医療機関や児童相談所等の関係機関と連携して個別支援計画の作成やケース会議等を実施した場合に評価を行う。

●訪問支援員特別加算【見直し】

要件となる職員に配置のみではなく、当該職員による支援の実施を求めるとともに、経験のある訪問支援員への評価を見直す。

○インクルージョンの充実

③保育所等訪問支援の充実

●多職種連携支援加算【新設】 200単位/回(月1回まで)

職種の異なる複数人のチームでの多職種連携による支援について評価を行う。

●ケアニーズ対応加算【新設】 120単位/日

訪問支援員特別加算の対象となる職員を配置し、重症心身障害児等の著しく重度の障害児や医療的ケア児に対して支援を行った場合に評価を行う。

●強度行動障害児支援加算【新設】

●家族支援加算【新設】

ご清聴ありがとうございました